

第5回長野市都市内分権審議会 議事の内容

と き 平成17年8月17日(水)午後1時30分～
ところ 長野市役所講堂(第二庁舎10階)

1 議事

- ・住民自治協議会という新たな組織を構えて対応する意味合いは、地域住民の声を行政に反映させていくという部分が主力。一方、行政側が地域に課題を提案していく時の受け皿という役割も出てくる。
- ・行政に依頼すべき課題という表現は、行政で行うべき課題とか、行政で取り組むべき課題という表現が適切。
- ・資料1-1に出てくる支所に役所内の分権がされていない。住民自治協議会の要望・提案に応えていくのであれば、支所機能を見直して充実させていく必要がある。
- ・全ての市民が同じように享受されなければならない課題があり、直接住民が市へ提案や要望、あるいは行動したりすることもあるので、地区の課題は全て住民自治協議会を経由しなければ行政に届かないのでは困る。その辺の位置づけを明確にしておくべき。
- ・地域総合事務所という組織が一つ増えることによって、住民からの要望を出来るだけ取り上げて解決していくスピードが落ちるのでは。
- ・支所の機能を十分検討して、その次に地域総合事務所が必要であれば置く、必要がなければ置かない、というように議論すべき。
- ・資料1-1のような組織を住民組織という形で組織化すべきと答申案として出すのであれば、その上に立って30支所単位に住民自治組織が出来た場合に、中間に総合事務所が必要であるのかどうかということも次の段階として審議会の中で議論していかなければならない。
- ・住民自治協議会は、今あるものをそのままやっていくのか、それとも全く新たな組織をつくりあげていくのか、という議論が必要。現実的には地域で決めるにしても、元々の骨組みをどういう形にするのか。

住民自治協議会をどういうスタイルにする、どういう縛りをつけるかという問題は決して避けることはしない。

- ・住民自治協議会の構成メンバーは、どういう形で集められるのか。
一般的には組織の設立準備会を作って、住民の有志者が判断していく。場合によっては資料1-1の団体が中心になるかもしれない。
- ・支所に支援職員を早急に配置し、支所の充実をしていただきたい。

・答申は大枠を示して、内実は住民自治協議会で決めてもらった方がいいのではないか。こういうご了解をいただければ、どこまでを大枠とするか、これ以上は自治協議会に任せ方がいいという、仕分けができる。そのような基本的な方向性で行きたい。

- ・意思決定機関の役員、構成メンバーが、地域住民の全体の意思決定をしていく重要な役割を担い得る根拠があるのか。
- ・長野市の統一的な設置根拠を作ったうえで、それに基づいて各組織で委員の選定手続きをとるといような実施段階から各地域に任せるのか、もしくは組織の設立を含めて、全部地域に任せるのか、その議論が抜けている。
- ・住民自治協議会の皆さんが無償のボランティアでやるのかどうか。区長会の役員は市の行政を背負っているところがあるので手当が出る。住民自治組織に各団体が入った場合、その手当が全く違う。住民自治協議会での手当の議論が必要。

- ・地域公民館の館長は無償。ただ、市から活動補助金という形で、個人ではなく公民館の会計に入っている。また、地区によっては公民館の館長が手当をもらっているが、それは市からの活動資金からではなく、区民から徴収した運営費から支出しており、公金を手当という格好でもらっているわけではない。
- ・区長連絡事務費は、戸数割でいただいている。それは全部区の方へ入れている。中にはそのお金を自分の口座に入れている人もいるかも知れないが、ほとんどの区長は、区の会計に入れて活動費としている。
- ・住民自治協議会の構成員は、あくまでもボランティアが望ましい。ボランティアにして、住民自治協議会のようなものができれば、いくらかなりとも区長の役目が分けられる。
- ・地区の中の各区ごとに状況が違っていたり、団体の間でもアンバランスがあるので、住民自治協議会の構成員への手当については、地域で決めるべき。
- ・各地区の状況があるので、地域で決めていけばいいと思うが、ボランティアでやっていってもいいんじゃないか。
- ・基本的に地域で決めればいいと思うが、ボランティアと言っても有償ボランティアというのもある。例えば地域福祉サービス、福祉自動車など。また地域通貨も最終的に自分に還ってくるようなシステム。そういう意味で無償ということをあまり前面に押し出すこともない。有償ボランティアを推奨することで、今まで地域になかなか出て来なかった人が参加できるようなシステムづくりになりうる。全ての構成員に対して満遍なく同等の金額を出すことが、行政支出がふさわしいか、という問題もある。区費の中から報償を出すということも果たして適切かどうか。
- ・ある程度のものは最初に決めておいて、団体給付で支払うものは支払うとはっきりさせて、住民自治協議会を立ち上げましょうとした方がすっきりする。地域で決めてもよし、基本方針を打ち出して決めてもよし、という考え。ボランティアだからといって全く無償というのは、このご時世では考えられない。
- ・報告書では、区長会の組織も区長会と協議のうえ将来的には任務を見直す必要がある、あるいはその他の各団体についても市からの依頼事務を見直します、という提案だが、どういう見直しをしていくのか。区長会については、役所サイドからの区長制度というものを抜本的に見直しをして、住民自治組織、地域からの役割に視点を変えていくという方向なのか。
 各種団体の統廃合については水面下で進めているところもある。また区長会については、区長が住民自治活動を積極的に担える方向で見直しをする必要がある、と提案している。具体的にはまだ決めていない。
- ・住民自治協議会の構成員に対する処遇については、ずくだし支援事業補助金などの中で、それぞれの住民自治協議会の中で決定していくべき。
- ・住民自治協議会の会長や役員になった人は、報酬をもらってやることによって非常に責任を感じるはず。無報酬だと責任的には楽。報酬をもらえばその責任をしっかりと果たさなければいけないという立場になる。その視点だけでも地域ごとに格差ができてしまう。
- ・必要な経費を払って、一生懸命やってくれる人がいれば一番いいが、現実的には責任が大きすぎてしまうからボランティアならやってもいいという人が多いと思う。住民自治協議会の会長が経費をもらってがんばっていけるのかどうかの判断。有償でがんばってもらいたいが、それに堪える人が地域にいないだろうから、現実的には、無償のボランティアでやってもらうよりしょうがない。
- ・住民からは、住民自治協議会の会長をどういう組織で選んできたのかわからないので、重要な問題になる。
- ・住民自治協議会の構成員に対する処遇については、区費等から支出するなら地域で決めてもいいが、市からの交付金であれば、住民自治協議会でやるのはおかしい。

- ・若穂では、地域の皆さんが区長さんに手当てを申し上げている。住民自治協議会のまとめ役として、地域を引っ張る皆さんに対して、地区で手当てを出すのも一つの方法だが、長野市全体として力を入れるのであれば、ある程度の報酬を出してもいいのでは。
- ・既存の団体をゼロにして、住民自治協議会を立ち上げるということであれば、新たな財源を考えなければいけないが、この縦割りの組織を残すということになれば、今までの事務連絡費やいろいろな形での活動費はそのまま、新たな住民自治協議会に対する費用弁償程度は会議の都度支給する方向で検討してもらいたい。これは答申の中に入れてもらった方がすっきりする。

会長の総括

- ・処遇の問題は、複雑なので少し私の方でまとめさせていただいて、次回検討いただけるようご提案をいたしたい。
- ・次回は、引き続き処遇の問題をご検討いただく。
- ・支所の点についても、懸案事項として残っているので、こちらも忘れずにご検討いただく。

以上